

公益財団法人函館地域産業振興財団個人情報の保護に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人函館地域産業振興財団（以下「本財団」という。）が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第4章に定める個人情報取扱事業者等の義務等を履行するため、事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用目的の特定)

第2条 本財団が業務上保有する個人情報の利用目的は、別表に掲げるとおりとする。

(総括保護管理者等)

第3条 本財団が取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理に関する総括責任者として、総括保護管理者1名を置き、事務局長をもって充てるものとする。

2 前項のほか、各部における個人データの管理に関する事務を総括する者として、保護管理者を置き、各部の長をもって充てるものとする。

3 前項の保護管理者を補佐し、各部における個人データの管理に関する事務を行わせるため、保護担当者を置き、保護管理者が指定する者をもって充てるものとする。

(個人データの取扱状況の確認)

第4条 保護管理者は、個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理に関する定めに従って個人データが取り扱われていることを、適時、確認するものとする。

2 総括保護管理者は、定期的に、個人データの取扱状況について保護管理者から聴き取りを行うとともに、必要に応じて自ら点検を行うものとする。

(漏えい等事態への対応)

第5条 個人データの漏えい等の事案が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、速やかに総括保護管理者へ報告するものとし、総括保護管理者は、事実関係の調査を行い、再発防止のための措置を講ずるものとする。

2 前項の事態が、個人の権利利益を害するものとして個人情報保護委員会規則で定めるものに該当する場合、総括保護管理者は、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に通知するものとする。

(苦情等への対応)

第6条 個人情報の取扱いに関する苦情等の申し出を受けた場合は、速やかに総括保護管理者へ報告するものとし、総括保護管理者は、適切かつ迅速に対応するものとする。

(職員への教育)

第7条 総括保護管理者は、職員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育を行うものとする。

(盗難等の防止)

第8条 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等は、盗難又は紛失等を防止するため、施錠ができるキャビネット・書庫等に保管するものとする。

(個人データの持ち出しの禁止)

第9条 個人データの外部への持ち出しは、原則禁止とする。ただし、職務遂行上やむを得ない事情により持ち出す場合は、保護管理者の許可を得た上、次の各号に掲げる方法により管理するものとする。

- (1) 個人データが記載された書類等を持ち運ぶ際は、当該書類を封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失や盗難等を防ぐための方策を講ずる。
- (2) 個人データが記録された電子媒体及び機器を持ち運ぶ際は、当該電子媒体又はデータファイルにパスワードを設定するとともに、紛失や盗難を防ぐための方策を講ずる。

(個人データの廃棄等)

第10条 個人データが記載された書類等を廃棄する場合は、外部焼却場での焼却やシュレッダー処理等の復元不可能な手段を用いるものとする。

- 2 個人情報データベース等中の個人データを削除する場合は、容易に復元できない手段を用いるものとする。
- 3 個人データが記録された機器及び電子媒体を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を用いるものとする。

(アクセス制御等)

第11条 保護管理者は、個人情報データベース等を取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う職員の範囲を限定するとともに、ユーザーアカウント制御等により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する職員を識別・認証する措置を講じるものとする。

- 2 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、外部からの不正アクセスを遮断するための措置を講じるものとする。
- 3 個人データを取り扱う機器等については、オペレーティングシステムを最新の状態に保持するとともに、セキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とするものとする。
- 4 電子メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合は、当該ファイルへのパスワードを設定するものとする。

(開示等の請求に係る手続き)

第12条 個人情報保護法第32条第2項による保有個人データの利用目的の通知の求め、同法33条第1項による開示の請求、同法34条第1項による訂正等の請求又は同法第35条第1項、第3項若しくは第5項による利用停止等若しくは第三者への提供の停止の請求を本財団に対して行う場合、本人は別記様式により本財団に請求するものとする。

(他の制度との関係)

第 13 条 北海道立工業技術センター及び函館市産業支援センターの指定管理者事業に伴う個人情報の保護の取扱いについては、北海道及び函館市においてそれぞれ定めがある場合、当該定めによるものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 18 日から施行する。

別表

本財団が業務上保有する個人情報の利用目的

- 1 本財団が保有する個人情報は、函館地域の高度技術に立脚した産業開発を促進し、北海道の産業経済の発展に寄与することを目的として本財団が行う次の事業に利用する。
 - (1) 高度技術の開発又は利用に関し、事業を営む者又はその従業員に対して研修又は指導を行うこと。
 - (2) 高度技術に立脚した産業開発を促進するために必要な施設の整備に係る調査研究を行うこと。
 - (3) 高度技術に立脚した産業開発を促進するために必要な啓発を行うこと。
 - (4) 企業等が高度技術の開発を行い、又は高度技術の製品の開発に利用するために必要な資金について助成を行うこと。
 - (5) 高度技術の開発を行い、及びその成果を普及すること。
 - (6) 北海道立工業技術センターの維持運営事業を行うこと。
 - (7) 技術シーズの起業化を促進するために必要な事業を行うこと。
 - (8) 北海道立工業技術センターの指定管理者事業を行うこと。
 - (9) 函館市産業支援センターの指定管理者事業を行うこと。
 - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 上記1の事業に関し、個人情報は次の目的で利用する。
 - (1) 本財団が実施する研修会・セミナー等に関する案内、事務連絡及びその他運営管理のため
 - (2) 研究報告書等各種報告書の配布のため
 - (3) 報酬、旅費及び助成金等の支出のため
 - (4) 他の試験研究機関及び産業支援機関との連携のため
 - (5) 研修生及びインターン実習生等の受入に係る管理のため
 - (6) 業務上の相談・照会・意見・苦情等への対応及びその記録等のため
 - (7) 運営管理を受託している施設及び機器等に係る使用料及び手数料等の徴収並びに管理のため
 - (8) 賛助会員及び寄附者の管理のため
 - (9) メールマガジンの配信のため
 - (10) メディア関係者との意見交換等のため
 - (11) その他、上記1の目的のために行う業務の達成のため

別記様式（第 12 条関係）

保有個人データ開示等請求書

年 月 日

公益財団法人函館地域産業振興財団
理事長 様

公益財団法人函館地域産業振興財団個人情報の保護に関する事務取扱要領第 12 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求者	ふりがな 氏 名	
	住 所	(〒 -) (電話番号 - -)
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 後見人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他 ()
2 保有個人 データの本人	ふりがな 氏 名	
	住 所	(〒 -) (電話番号 - -)
	生年月日	年 月 日
3 請求種別	<input type="checkbox"/> 利用目的の通知 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正等 → (<input type="checkbox"/> 訂正 ・ <input type="checkbox"/> 追加 ・ <input type="checkbox"/> 削除) <input type="checkbox"/> 利用停止等 → (<input type="checkbox"/> 停止 ・ <input type="checkbox"/> 消去 ・ <input type="checkbox"/> 第三者への提供の停止)	
4 請求に係る 保有個人データ 及び請求内容 (具体的に記載)		
5 請求理由		
6 開示の方法 (開示の場合)	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 → (郵送 <input type="checkbox"/> 要 ・ <input type="checkbox"/> 否) <input type="checkbox"/> その他 ()	

※ □欄には、該当するものにチェックを付してください。